

社会保険しまね

No.783

「松江・八重垣神社 鏡の池と夫婦椿」
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 新年のご挨拶
- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談所についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況《速報版》(平成24年10月末)

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		11,543 事業所	11,320 事業所
船舶所有者数		95 事業所	—
被保険者数	男 性	96,592 人	88,264 人
	女 性	69,303 人	62,216 人
	坑内員	5 人	—
	船 員	1,005 人	—
被扶養者数		—	107,038 人
厚生年金の受給権者数(24年9月末)		242,595 人	
年金額(24年9月末)(年金額には停止額を含む)		1,730億19百万 円	
健康保険の給付件数(24年10月分)		247,161 件	
健康保険の給付額(24年10月分)		31億31百万 円	

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

謹賀新年



年頭にあたり新年のご挨拶を申しあげます

旧年中は当協会並びに社会保険委員会事業へのご支援・ご協力をいただき誠にありがとうございました

本年もなおいつそうのご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに皆様のご健勝とご繁栄を心からお祈り申し上げます

財団法人 島根県社会保険協会

会 長 古瀬 誠

(松江支部長)

出雲支部長 浅尾 一郎

浜田支部長 西川 正

島根県社会保険委員会連合会

会 長 森 省作

(松江社会保険委員長)

出雲社会保険委員会

会 長 瀬島 徹

浜田社会保険委員会

会 長 沖田 幸雄

年頭にあたり新年の

ご挨拶を申しあげます

日頃から健康保険・厚生年金保険事業へのご理解並びにご協力を賜り誠にありがとうございます

本年もさらに皆様からの「安心と信頼」を得られるよう事業の運営に邁進する所存でございますのでよろしくお願い申し上げます

全国健康保険協会島根支部

支部長 高田 鉦三

日本年金機構中国ブロック本部

島根事務センター

センター長 中崎 秀明

日本年金機構

松江年金事務所

所 長 笹岡 功

出雲年金事務所

所 長 原野 耕一

浜田年金事務所

所 長 山本 千年

日本年金機構からのお知らせ

◆新人事務担当者説明会のご案内

地区	開催日	時間	会場
松江	2月21日(木)	13:30~16:00	島根県民会館(303会議室)*
出雲	2月26日(火)		出雲市民会館(302会議室)
浜田	2月8日(金)		浜田年金事務所(大会議室)

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

*駐車料金がが必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

協会けんぽ島根支部からのお知らせ

退職後(資格喪失後)の保険給付について

○退職後に受けられる健康保険の給付について

退職などで被保険者の資格を喪失した後でも、一定の要件を満たせば、傷病手当金などの現金給付を受けることができます。

給付を受けるための要件等は次のとおりです。



〈資格喪失後の給付一覧〉

給付の種類	傷病手当金	出産手当金	出産育児一時金	埋葬料(費)
給付の概要	療養のため仕事を休み、給料を受けられないときに、支給開始日から1年6カ月の範囲で、標準報酬日額の3分の2を支給	出産のため仕事を休み、給料を受けられないときに、原則出産日以前42日から出産日後56日の範囲で、標準報酬日額の3分の2を支給	(被保険者が)出産したときに、一児ごとに原則42万円を支給	(被保険者が)死亡したときに、5万円を支給(埋葬費の場合は、5万円を上限とした実費)
受給対象者	強制被保険者期間が継続して1年以上あり、資格を喪失した者			死亡した被保険者の家族(家族がない場合は埋葬を行った者に埋葬費として支給)
受給要件	資格を喪失した際に現に手当金を受けているか、受ける要件を満たしている場合(※1・2)		資格喪失日以降6カ月以内に出産した場合(※3)	次のいずれかに該当した場合 ①資格喪失後、3カ月以内に死亡したとき ②左記の傷病手当金、出産手当金の継続給付を受けている間または受けなくなって3カ月以内に死亡した場合

(※1)傷病手当金について、退職日に出勤して労務に服した場合は支給されません。

(※2)老齢厚生年金などの老齢退職者年金給付を受けられるとき(全額支給停止の場合を除く)は、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職者年金給付の額が傷病手当金の額を下回る場合は、その差額が支給されます。

(※3)被保険者期間が1年以上ある者が退職して任意継続被保険者となり、その任意継続被保険者の資格を喪失後6カ月以内の出産の場合も支給されます。

○手続きについて

原則として、手続きは在職中と同様です。

- ◆傷病手当金、出産手当金に係る事業主の証明欄の記載は不要です。
- ◆出産育児一時金について、直接支払制度(協会けんぽが出産にかかった費用を病院等へ直接支払う制度)を利用する場合は、協会けんぽが発行する証明書類(資格喪失証明書等)を医療機関等へ提示する必要があります。

松江・出雲・浜田の各社会保険委員会からのお知らせ

平成24年度社会保険委員等研修会が終了しました。

松江(11月13日:くにびきメッセ)、出雲(11月6日:ニューウェルシティ出雲)、浜田(11月8日:浜田ワシントンプラザホテル)の3会場で開催されました。研修Ⅰでは「保険診療を正しく受けていただくために」と題して、全国健康保険協会島根支部の担当者が講師を務めて351名の方々が受講されました。研修Ⅱでは、「老齢厚生年金について知っておきたいこと」と題して、日本年金機構各年金事務所の担当者が講師を務めて227名の方々が受講されました。

また、24年度は初めて、年金委員さんだけを対象とした分科会が研修Ⅱと併行して開催され、「年金制度の現状と制度改革について」と題して各年金事務所の所長さんが講師を務められ、122名の年金委員の皆さんが受講されました。

業務等のご都合で本年度は受講できなかった方々も、来年は是非受講していただきますようお願いしています。(研修会風景は当協会ホームページをご覧ください)



日本年金機構から年金相談についてのお知らせ

出張相談所の開設

2月～3月

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

地区	会場	相談日	時間	
松江	奥出雲町	仁多庁舎	2月1日(金) 3月1日(金)	10:00～15:30
		横田庁舎	2月15日(金) 3月15日(金)	
	隠岐の島町	隠岐の島町ふれあいセンター	2月13日(水) 3月6日(水)	13:00～16:00
			2月14日(木) 3月7日(木)	9:30～12:00
	海士町	海士町役場	— 3月28日(木)	9:30～12:00
	西ノ島町	中央公民館	— 3月27日(水)	13:00～16:00
出雲	大田市	大田市役所	2月27日(水) 3月27日(水)	10:00～15:00
	飯南町	来島基幹集落センター	— 3月8日(金)	10:00～15:30
浜田	益田市	益田市民学習センター	2月26日(火) 3月26日(火)	10:00～16:00
		益田市役所◆	2月13日(水) 3月13日(水)	9:00～12:00 13:00～16:00
	川本町	川本庁舎	2月14日(木) —	10:00～15:30
	津和野町	津和野庁舎	2月22日(金) —	10:00～15:30
	吉賀町	柿木庁舎	— 3月15日(金)	10:00～15:30

◆益田市役所は要予約【前日までに益田市保険課 TEL0856-31-0216へ】

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止になることがありますので、あらかじめご了承ください。



- 相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑などをご持参のうえ、できるだけご本人がお出かけください。
- ※代理の方がお出かけになる場合は、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。
- 日本年金機構では、社会保険労務士会の協力を得て、年金相談を行っています。

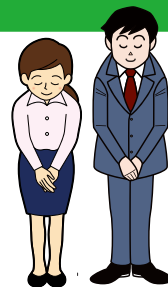
お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

(財)島根県社会保険協会からのお願い

(財)島根県社会保険協会は、島根県内の健康保険・厚生年金保険に加入されている事業所の事業主様を会員として組織された財団法人です。このたび、会員になっていただいていない事業所の事業主の皆様へ、会員としてご加入いただきますようお願いするお手紙を、昨年11月後半から順次送らせていただいています。

是非とも、ご加入いただき、島根県内の健康保険や厚生年金事業の普及推進へのご協力をはじめ、社会保険制度が円滑に運営されるようご支援いただきたく、重ねてお願い申し上げます。



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！



日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>
 全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/130,103.html>
 島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻783号◆ 発行者/(財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部
 2013.1.20発行 ※次回の発行については平成25年3月を予定しています